ケニアにおける新型コロナウイルスに 関する現状及び対策等のご案内

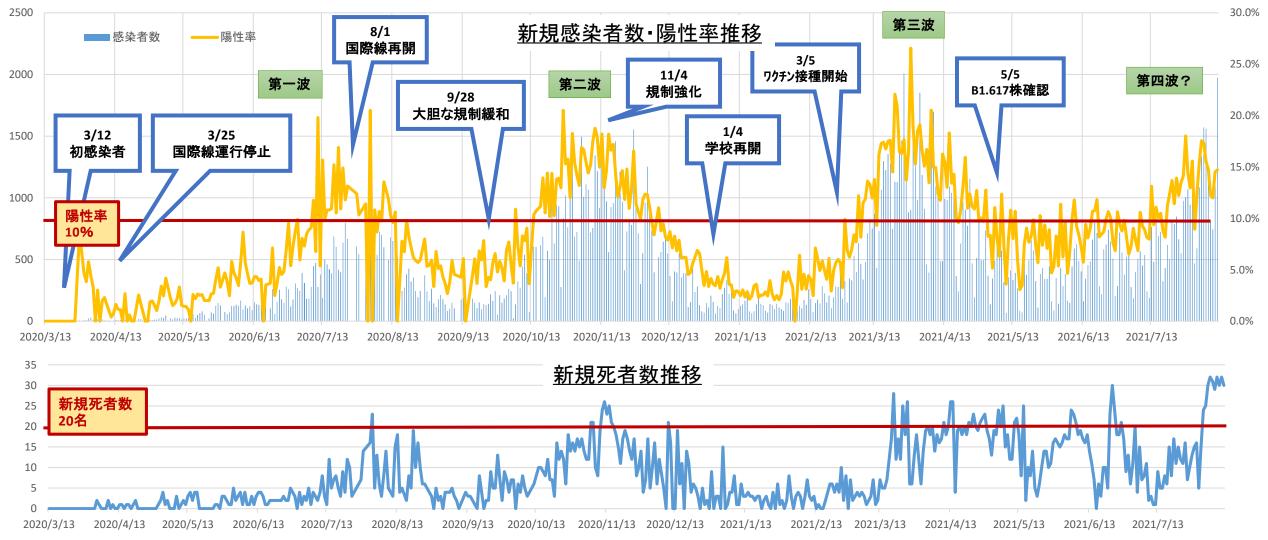
在ケニア日本国大使館

はじめに

2020年3月に、ケニアで初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、2021年8月16日現在まで、累計感染者は220,727名、累計死亡者は4,340名まで上っています。

現在のケニアにおける感染状況、ケニア政府の対策措置、ケニアおける 治療状況等について、2021年8月16日現在の医療情報をまとめましたの で、在留邦人の皆様のコロナ対策の一助になれば幸いです。

1. ケニアにおける新型コロナウイルスの感染状況



- 最近1か月間(7月11日~8月11日)の日平均新規感染者数は約850名、日平均陽性率は12.7%。感染第三波のピーク時と比較すると落ち着いているが、5月 中旬以降、新規感染者数及び陽性率は共に緩やかに増加/上昇傾向にある。
- 最近1か月間(7月11日~8月11日)の日平均新規死者数は約16名。3月以降、新規死者数に減少傾向は見られず、増減を繰り返し、一定の水準を保っている。

2. ケニア政府による新型コロナウイルス対策措置

(2021年7月30日発表)

- 1 公共の場での集まりや対面式での会議開催は、その内容を問わず、国全体で停止する。これに関連して、政府間の会議を含むすべての政府機関の会議や会合は、オンラインで実施するか、または延期されなければならない。
- 2 国内全土に実施されている夜間外出禁止令の時間帯は、午後10時から翌朝午前4時までとし、追って通知があるまで継続する。これは ビクトリア湖岸地域(13郡)の各郡にも適用される。
- 3 感染の可能性が高いとされている混雑した場所を避けること。
- 4 国内におけるあらゆる形式の物理的・集団的な礼拝(教会、モスク、寺院)は、宗教委員会(Inter-Faith Council)の規則に従って許可される。対面式の礼拝は、保健省のガイドラインと規則を厳守し、会場の収容人数の3分の1以下とする。
- 5 屋内では、COVID-19の感染リスクを低減するために、同一世帯以外の人との間に少なくとも1メートルの物理的な距離を保ち、手指の衛生と咳に注意すること。
- 6 すべてのレストランや飲食店は、保健省が提供する規則を厳守して営業すること。
- 7 官公庁、民間企業を含むすべての雇用者は、追って通知があるまで、必要不可欠なサービスに従事する従業員を除き、従業員の在宅勤務を許可すること。
- 8 すべての医療従事者は、最近改訂された保健省の「COVID-19が疑われる/確認された患者の症例管理のための国家ガイドライン」を使用するよう指示されている。一般市民は、自分の判断で薬を服用したり、市販の薬を使用したりしないこと。

参照:ケニア保健省Facebook https://www.facebook.com/MinstryofHealthKE/photos/pcb.4627247020653618/4627246257320361/

3. ケニアにおける新型コロナウイルスの治療状況(その1)

以下は、在留邦人で新型コロナウイルスに感染し、ケニアで治療を受けた際の一例です。ケニアの医療状況は刻一刻と変化していますので、こちらの情報は参考としていただき、詳細等は各病院に確認願います。

- (1)無症候~軽症の場合(肺炎像がなくSpO2(血中における酸素飽和度)維持)
- Ivermectin (イベルメクチン: ウィルス増殖を抑える目的にて使用)の他、ビタミンC、亜鉛製剤、などのビタミン剤が処方されることもある。自宅もしくは政府指定隔離ホテルにて隔離対応(発症から14日間)。
- 肺炎所見がなく、症状が安定している場合は自宅隔離を指示される。
- (2)中等症以上(CT上肺炎像が見られる/SpO2 低下)
- 上記1. の治療の他、Lemdesivir (レムデシビル: 抗ウィルス薬)、Baricitinib (バリシチニブ: JAK阻害薬(炎症を抑える薬))を4日間投与、他、Dexametazone(デキサメタゾン: ステロイド)投与、血栓症予防のため抗凝固薬(クレキサン)、症状に合わせてACETAMINOPHEN1gの点滴などが行われる。
- 酸素療法はSpo2=90-93%以上の維持を目安に施行されている。
- キスム(Aga Khan Hospital Kisumu)、モンバサ(Mombasa hospital, Aga Khan MOMBASA)などでもレムデシビルを用いた治療が可能

3. ケニアにおける新型コロナウイルスの治療状況(その2)

- (3)費用について(Nairobi Hospitalの場合)
- 入院経費:通常病床一泊 9,950ksh,
- CT検査(造影剤なし胸部撮影) 27,000ks
- 投与薬剤 Remidesivir 100mg/9,758KSH×2 19,516ksh(×4日間)、Barisitinib 544ksh(×4日間)など
- 1週間の入院 総費用338,000~460,000 KSH (入院期間及び治療内容によって異なる)

カバーされる保険の範囲につきましては、加入されている海外医療保険会社に対し、直接照会をお願いします。 また、アフリカで新型コロナウイルスに感染し、本邦まで搬送が検討された際、実際に搬送されるまでには至らなかったものの、4千万円を超える見積額となる事例も発生しています。ご自身が加入されている海外医療保険を今後見直しいただき、治療・救援費用(緊急移送に適用されるもの)を最大限まで増額されることを推奨します。

4. ケニアにおける水際対策措置(その1)

- 1 全てのケニアへの渡航者に関する水際対策措置
- (1)全てのケニアへの渡航者は、到着前の96時間以内に実施したCOVID-19のPCR検査の陰性証明書を保持しなければならない(※陰性証明書の他に、ケニア入国時及び出国時には、Trusted Travel (TT)コードの取得が求められます。TTコードの取得方法については、以下のサイトを参照ください)。

https://www.ke.emb-japan.go.jp/files/100183627.pdf http://www.kenyarep-jp.com/news/21/210114.html

- (2)全てのケニアへの渡航者のうち、5歳未満の者については、同陰性証明書の取得を免除される。
- (3)乗務員は、ケニアでの乗り継ぎ時におけるPCR検査を免除される。ただし、空港・宿舎間の移動については、COVID-19プロトコールに 従わなければならない。
- (4)全てのケニアへの渡航者は、事前に所定のフォーマットに登録することが期待される (https://ears.health.go.ke/airline_registration/)。また、到着後は、連続14日間健康状態を「Jitenge Platform」アプリに登録しなければならない(※同アプリはGoogle Play Storeにて入手可能ですが、8月16日現在、アンドロイドスマートフォンでのみダウンロード可能です。アンドロイドスマートフォン以外をお持ちの方は、*299#にダイヤルし、健康状態を登録することが出来ます)。
- 2 ブルネイ、タイ、クウェート、パキスタンの4か国からケニアに入国する全ての渡航者については、自費による強制隔離措置が求められる。また、同4か国からの渡航者については、以下が求められる(※8月16日現在、日本は同措置の対象国には含まれていません)。 (1)到着前の96時間以内に実施したCOVID-19の陰性証明書を保持しており、到着時に風邪の症状を有していないこと。
- (2)搭乗の24時間前に予約した隔離場所の予約証明書を提出すること。隔離可能な場所のリストは info@kmpdc.go.ke に連絡することで入手可能。

参照:ケニア民間航空局 https://www.kcaa.or.ke/sites/default/files/docs/covid_19/exempted_states.pdf

4. ケニアにおける水際対策措置(その2)

- 3. 英国からケニアに入国する全ての渡航者について、国籍、在留資格、乗り継ぎ場所に関わらず、以下の措置が適用される。
- (1)到着から7日間自主隔離を行い、到着から4日後にPCR検査を受検すること。
- (2)「Jitenge Platform」アプリに、PCR検査結果を含め、連続14日間健康状態を登録すること。
- 4. インドからケニアに入国する全ての渡航者について
- (1)ケニア・インド間の国際商用便運行一時停止措置は継続する。
- (2)ケニアに居住するケニア人及びインド人については、到着前の96時間以内に実施したCOVID-19のPCR検査の陰性証明書を保有し、 到着時に抗原検査を受検することで、インド・ケニア間の移動を許可する。抗原検査の結果、陰性であった場合、自宅での14日間の自主 隔離を行い、要請であった場合は、自費により政府指定の場所での隔離措置を行わなければならない。

参照:ケニア民間航空局 https://www.kcaa.or.ke/sites/default/files/docs/covid 19/exempted states.pdf

自主隔離に備えて、事前に自宅に飲料水や食料を貯蔵されておくことを推奨いたします。また、ケニアではUber Eats等の宅配アプリも利用可能です。

5. ケニアから帰国時の日本政府による水際対策措置

海外から日本へ入国するすべての方に関し、日本への入国には、国籍を問わず、以下のことが必要になります。

詳細については、以下の厚生労働省ホームページを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ●出国前72時間以内に受けた検査の結果の証明書の提示
- ●検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出
- ●スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用
- ●質問票の提出

日本入国時に提示する証明書については、当地CA Medlynksにて所定のフォーマットで準備していただけます。https://camedlynks.com/

6. ケニアにおけるワクチン接種状況

(1)接種基準

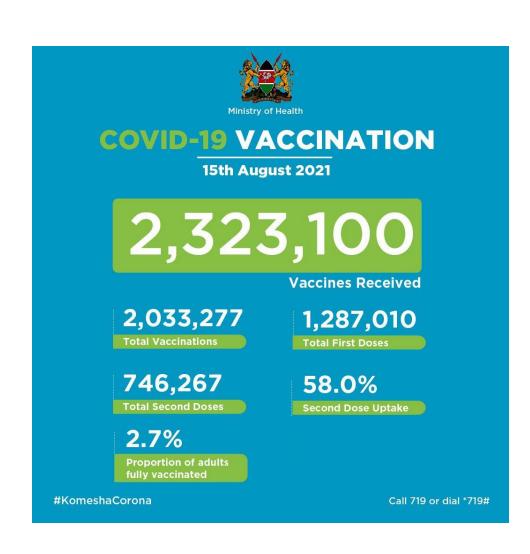
● ケニア政府の発表によると、現在の第一フェーズにおける接種対象者は、58歳以上の者、医療関係者、警察関係者、教育関係者、フロントワーカー等とされており、上記条件を満たす者であれば、国籍を問わず、すなわち日本人であってもワクチン接種が可能とされています。現在提供されているワクチンは、英国アストラゼネカ社製のもので、接種対象に当たる者であれば、無料で接種が可能です。

(2)接種状況(右ケニア保健省による8月15日時点の発表参照)

- これまで供給されたワクチン: 2,323,100回分
- ワクチン接種合計回数:2,033,277回
- 第一回目ワクチン接種済み人数:1,287,010名
- 第二回目ワクチン接種済み人数:746,267名
- 第一回目ワクチン接種済み人数の内、第二回目ワクチン接種済み人数の割合:58.0%
- 18歳以上の全人口の内、ワクチン接種済み人数の割合:2.7%

(3)今後の見通し

報道によれば、ケニア政府は、ジョンソン・エンド・ジョンソンの購入を 含め更なるワクチン確保を予定していますが、スケジュールは未定。



7. 日本でのワクチン接種を希望する方へのご案内(その1)

- 日本に住民票を有していない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業が8月1日から開始されました。終了時期は2022年1月上旬を予定していますので、フライト等制約がある中で計画的にご準備ください。
- 詳細については、外務省HP内の以下の特設ページに記載しておりますので、関心のある方は以下のURLからご確認ください。 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html
- 7月19日正午(日本時間)から、特設サイトを通じたインターネット予約を受付中です。特設サイトのURLは、以下のとおりです。https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/
- なお、本件事業の対象者は以下の条件を全て満たす方ですので、ご注意ください。
- ・在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国出国中の外国人(対象範囲は上記外務省 HPの特設ページでご確認ください。)
- ・日本国内に住民票を有していない方
- ・接種を受ける日に12歳以上である方
- また、アストラゼネカ製(AZ)ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、8月25日から、以下の条件を満たす希望者に対し、AZ製ワクチンの接種が行われます。詳細は上記の外務省HP内の特設ページをご確認ください。
- ・既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念がある方
- ・アレルギー等により、mRNAワクチン(ファイザー製ワクチン)を接種出来ない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方

7. 日本でのワクチン接種を希望する方へのご案内(その2)

- 本邦到着から接種までの流れについては、以下のとおりです。なお、ケニアから入国される方については、現時点で変異株指定国・地域以外から入国される方(日本入国前14日以内に変異株指定国・地域に滞在歴のない方)に該当しますが、これらの措置については今後の政府決定に応じて対象期間等の変更があり得ますところ、関係省庁のHP等で最新情報を確認してください。
- (1)羽田空港及び成田空港の特設会場の開場時間は毎日(祝・休日含む)10時~13時、14時~17時の2部制となります。以下のとおり、正午以降に到着するフライトの利用者は到着当日の接種が受けられないため、代替便がある場合には、可能な限り午前着のフライトを利用することを推奨します。
- (2)午前中に到着するフライトの利用者は、到着当日の上記開場時間帯の中で接種予約が可能です。接種希望者は到着予定時刻から十分な余裕をもって予約を行う必要があります。具体的には、接種の予約は到着予定時刻の5時間後以降の時間設定で行ってください。
- (3)正午以降に到着するフライトの利用者は、検疫通過に要する時間に鑑み、到着翌日以降の上記時間帯の中で予約を行ってください。自宅等での14日間の待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不使用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密(密閉・密集・密接)」の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し、接種を受けることが可能です。

8. 各種連絡窓口

(1)在ケニア日本国大使館連絡先等

- 電話窓口:+254-20-2898-000(24時間対応)
- 領事警備班宛メール: ryouji@nb.mofa.go.jp
- 当館緊急情報配信用Twitterアカウント: https://twitter.com/JapanEmbKE_EMR

(2)ナイロビにおける病院窓口

- ナイロビ病院
 - ▶ 窓口電話番号:020-2845000
- アガ・カーン病院
 - ▶ 窓口電話番号:020-3662000
 - ▶ O.Sドグラ医師(Dr. O.S. Dogra)に連絡すると、優先的に対応していただけます。
 - Dr. Dograオフィス受付(午前9:00-午後5:00): 020-3745000、020-3745001、0708094208、0732641933 受付時間外及び緊急時の連絡先(24時間対応)
 - •Dr. Bhogal (Dr. Dogra補佐): 0721258525
 - Dr. Dogra: 0722751851
- MPシャー病院
 - ▶ 窓口電話番号:020-4291000
- (3)保健省ホットライン:719に電話もしくは*719#にテキスト送付